◇**通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五二号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、滋賀県、岩手県及び秋田県を題材とする貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　地方自治法施行六〇周年記念貨幣のうち、五〇〇円の貨幣の発行枚数を三、〇三一万枚、一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数を一九〇万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一五三号）（文部科学省）

著作権法の一部を改正する法律（平成二一年法律第五三号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二三年六月一日とすることとした。

◇**著作権法施行令及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五四号）（文部科学省）

一　著作権法施行令の一部改正関係

1　著作権登録原簿等の全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することとした。（第一三条関係）

2　著作権登録原簿等に記録されている事項を記載した書類の交付に係る手数料の額を定めるとともに、著作権登録原簿等の附属資料の写しの交付等に係る手数料の額を改めることとした。（第一四条関係）

二　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正関係

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六一年法律第六五号）第三条の規定により申請者が提出すべきプログラムの著作物の複製物として、磁気ディスクに複製したものを加えることとした。（第三条関係）

三　この政令は、著作権法の一部を改正する法律（平成二一年法律第五三号）の一部の施行の日（平成二三年六月一日）から施行することとした。

◇**展覧会における美術品損害の補償に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第一五五号）（文部科学省）

展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二三年法律第一七号）の施行期日は、平成二三年六月一日とすることとした。

◇**展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令**（政令第一五六号）（文部科学省）

1　補償上限額

展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二三年法律第一七号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する補償上限額として政令で定める額は、九五〇億円とすることとした。（第一条関係）

2　特定損害

法第四条第一項第一号の政令で定める損害は、地震若しくは噴火又はテロリズムの行為によって生じた損害とすることとした。（第二条関係）

3　法第四条第一項各号の政令で定める額

㈠　法第四条第一項第一号の政令で定める額は、五〇億円とすることとした。（第三条第一項関係）

㈡　法第四条第一項第二号の政令で定める額は、一億円とすることとした。（第三条第二項関係）

4　業務の委託

法第一三条の規定により委託することができる業務は、次に掲げる業務とすることとした。

(1)　補償金の支払の請求の受付

(2)　補償対象損害の額に関する調査

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、補償金の支払に関する業務（補償金の額の決定を除く。）で文部科学省令で定めるもの（第四条関係）

5　この政令は、法の施行の日（平成二三年六月一日）から施行することとした。

法　律

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

法律第五十五号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改める。

第一条の見出しを「（選挙期日の特例等）」に改め、同条第一項中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第四項において同じ。）」に改め、同条第三項中「ついて」の下に「任期が満了することとなる日が平成二十三年六月十一日から特例選挙期日までの間にあるとき又は」を加え、「当該選挙」を「当該議会の議員又は長の選挙」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第一項若しくは第二項」に、「第一条第三項又は第四項」を「第一条」に改め、同条第六項中「場合には」を「に当たっては」に、「聴くものとする」を「聴き、その意見を尊重しなければならない」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「若しくは第四項」を、「指定」の下に「又は特例選挙期日を定める政令の立案」を加え、「聴かなければ」を「聴き、その意見を尊重しなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　特例市町村（第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定市町村以外の市町村のうち、東日本大震災の影響のため公職選挙法第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条第一項の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。以下同じ。）及び特例県（特例市町村の区域を包括する県であって第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定県でないものをいう。以下同じ。）のうち、平成二十三年六月十一日から特例選挙期日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

5　特例市町村又は特例県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が第三条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに生じたときは、当該選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

第二条中「平成二十三年六月十日」を「特例選挙期日の前々日」に、「又は指定県」を「若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県」に改める。

第四条第一項中「指定県」の下に「若しくは特例県」を、「指定市町村」の下に「若しくは特例市町村」を加え、同条第二項中「第一条の規定により」の下に「同一の特例選挙期日に」を、「指定市町村」の下に「又は特例県」を加える。